

公 示 送 達 書

公告第12号

下記の書類は、各市町村の後期高齢者医療担当課に保管してありますので、
来所の上、受領してください。

高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条
の2第1項の規定により公告します。

平成30年6月19日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭



送達を受けるべき者の住所氏名

別紙のとおり

送達する書類名

平成30年度仮徴収額変更決定通知書

注意事項

上記の書類を受領しないときは、高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、下記の日書類の送達があったものとみなされます。

平成30年6月25日